

再生処理事業者 各位

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
代表理事専務 小山 博 敬

### 平成 31年度における消費税対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当協会の業務につきましては、日頃から種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費税（地方消費税含む）に関しましては、平成 26年 4月から税率が 8%に引き上げられておりますが、現時点では平成 31年度において、10月以降は 10%に引き上げられることが決まっています。

当協会では、次年度に向けた分別基準適合物の再商品化に関する具体的な準備業務として、7月に事業者登録説明会、12月に入札説明会、3月に再商品化事業者説明会などを開催しておりますが、平成 31年 10月から消費税率が 10%に引き上げられますと、10月分以降の販売実績（PET ボトルでは、平成 31年度よりフレーク製造実績）に基づくお支払（有償の場合はご請求）にもその税率が適用されることとなりますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

敬具

#### <平成 31年度におけるお支払（有償の場合はご請求）に適用される消費税率について>

再生処理事業者の皆様へのお支払（有償の場合はご請求）は、毎月の販売実績（PET ボトルでは、平成 31年度よりフレーク製造実績。以下同様）に基づき行われており、例えば 5月分の販売実績については 6月 5日までにご報告いただき、6月の月末までにお支払（有償の場合はご請求）というスケジュールになっております。平成 31年 10月から消費税率が 10%に引き上げられますと、4月～9月までの販売実績と 10月～翌年 3月までの販売実績で適用される消費税率が下記の通り異なることとなりますので、ご注意ください。

期 間	報告時期	支払（請求）時期	適用消費税率
平成 31年 4月～9月までの販売実績分	原則翌月の 5日	報告月の月末	8%
平成 31年 10月～翌年 3月までの販売実績分	原則翌月の 5日	報告月の月末	10%

※PET ボトルでは、平成 31年度よりフレーク製造実績に基づく支払・請求となります。

○本件お問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 総務部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 2階

TEL: 03-5532-8662、8633

以上